

## 鎌倉御家人安積伊東氏造立の石塔

— 福島県郡山市宝光寺板碑と高野山町石・同奥之院五輪塔 —

木下 浩良

## 一 はじめに

安積伊東氏は、陸奥国安積郡地方（現在の福島県郡山市）に勢力を伸ばした鎌倉御家人である。出自は伊豆国藤原姓伊東氏で、安積伊東氏はその支流となる。伊東祐長が、奥州合戦の軍功により安積郡四十五村を賜り、安積氏を称したとされる。建久四年（一一九三）曾我兄弟に討たれた工藤祐経は祐長の父で、祐長は次男であった。

『吾妻鏡』に記載の伊東祐長としては、建保元年（一一二二）二月十六日の条に、「伊東六郎祐長」、嘉禎二年（一一三六）八月四日の条に、「安積六郎左衛門尉」がその人物と推定される。

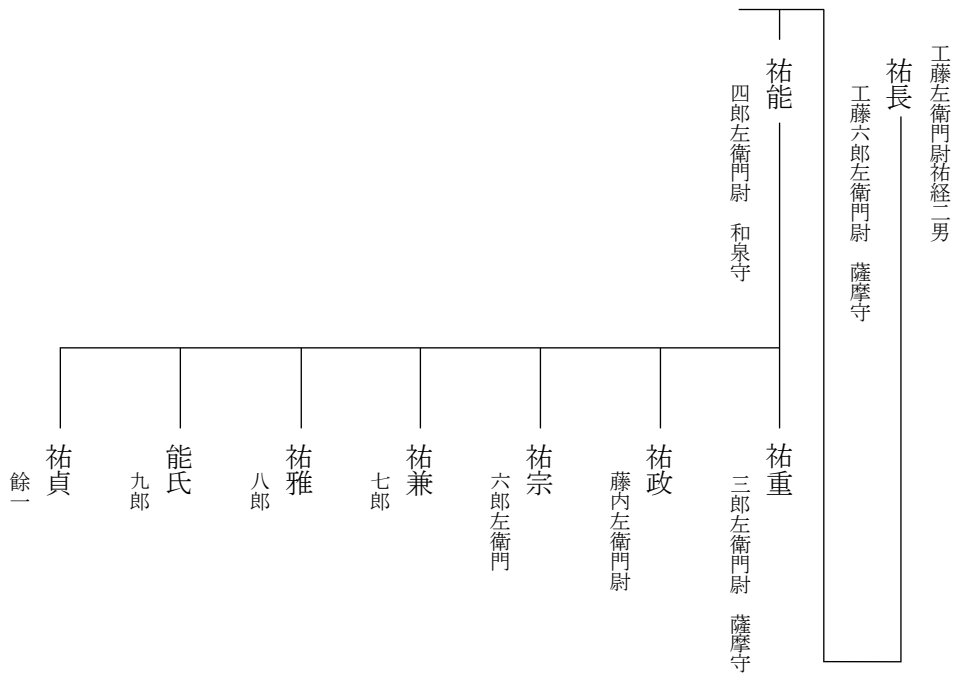
安積伊東氏の後胤は、戦国時代まで存続した後、戦国大名の伊達家に被官化し、家そのものは残ることになる。一方、安積伊東氏とは別流の伊東氏は全国に広まった。近世大名となった家もあり、その中でも日向伊東氏は、日向国飫肥藩五万石の藩主として明治維新を迎えている。

以上の経緯から、安積伊東氏につながる系図史料はいくつか現存するが、本稿においては、飯田忠彦が編集したとされる『系図纂要』の十一巻（藤原氏五）に残る安積伊東氏の系図を提示したい。<sup>（註1）</sup>以下に紹介する安積伊東氏の人物として、その名が出るのが系図中の祐長の子の祐能と、祐能の子の祐重と祐貞の三名である（次項参照）。

本稿においては、それら安積伊東氏について、福島県郡山市宝光寺板碑と高野山百四十一町石・同奥之院より見出された五輪塔の三つの石塔を取り上げて、新たな考察を行うとともに、それに関連して高野山町石に刻された銘文について検証をして、町石の銘文そのものの性格について新知見を披露したい。

なお、本研究に関する先行研究として、高橋明氏の一連の研究がある。<sup>（註2）</sup>高橋氏は宝光寺の板碑と、高野山百四十一町石につい

安積伊東氏系図（『系図纂要』）





(図版 1) 郡山市宝光寺弘安 6 年 (1283) 板碑

でも紹介をなされている。ただ、高橋氏は安積伊東氏研究に主眼がおかれていて、歴史考古学からのアプローチがないことは否めない。その上、町石の銘文については、これまでの常識的解釈で終始している。また、以下に紹介する高野山奥之院五輪塔については、これまで銘文のみが紹介されているに過ぎない。<sup>(註3)</sup>五輪塔の造立者について、安積伊東氏によるものとは、高橋氏をはじめとして誰も気が付いてないのが現状なのである。

## 二. 安積伊東氏造立の三基の石塔

### ① 福島県郡山市宝光寺板碑

福島県郡山市安積町荒井字東屋敷九番地の光明山阿弥陀院宝光寺(真言宗豊山派・御住職三瓶信晃師)に所在の弘安六年(一一八三)在銘の板碑である。頭部は楕円形となっている。上部中央に大きく、梵字の「キリーク」を刻して蓮台を入れる。下

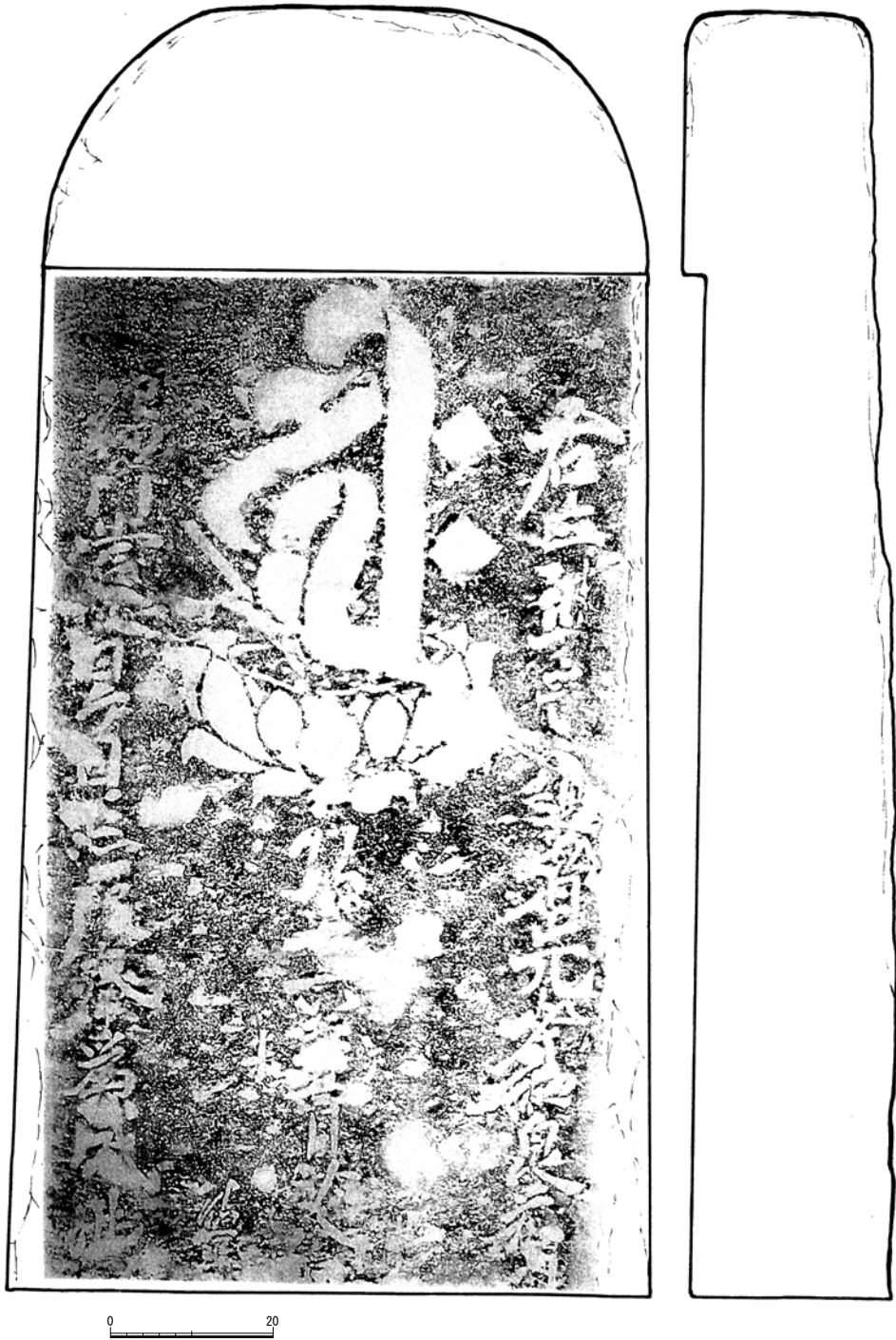
右立婆意趣者先考和泉前司

癸 藤原

(キリーク・蓮台) 弘安六年四月廿八日

未 祐重

禅門当百ヶ日忌辰奉為成仏



(図版2) 郡山市宝光寺弘安6年(1283)板碑実測図・拓影

部はコンクリートにより接合される。法量は、高さ一六一cm、幅八〇cm、奥行二五cmの板状の石塔である。銘文は九十七頁に紹介のように陰刻する（図版1・2の写真・実測図・拓影参照）。

なお、本板碑の碑面は風化がはなはだしく、掲載の拓影は宝光寺御住職の三瓶信晃師からの提供によるものである。

本板碑については、既に川勝政太郎氏が概略を紹介している<sup>註1)</sup>。斯界では周知の遺物であった。銘文は、「右立婆の意趣者、先考和泉前司禪門百ヶ日の忌辰に当り、成仏の奉為」と読める。息子藤原祐重が、父の和泉前司禪門（法名を明らかにしない）の百ヶ日の忌日に当たる弘安六年（一二八三）四月二十八日に、成仏のために造立した板碑と解される。

被供養者の「先考和泉前司禪門」とは上記の系図中にある、伊東祐重の父の伊東祐能と判断される。官途は、「左衛門尉 和泉守」であり、板碑の銘文にある「和泉前司」と合致する。百ヶ日の忌辰から逆算すると、和泉前司禪門（祐能）の没年月日は、弘安六年（一二八三）正月十八日となる。

本板碑の形態は東北地方に広く分布する自然石を利用したものである。本板碑の碑面に刻された梵字は薬研彫ながら、梵字の大きさと比べて陰刻した深さは一・五cmと浅い。これも東北地方の石塔に刻された梵字に共通の特色である。本板碑を造った石大工は、本地方の地元の人と推定される。

なお、本板碑の形態の特色は頭部が楕形になっていることであるが、同様に楕形の自然石の板碑は、同じく郡山市内にも見られる。それが郡山市富田町音路の音路太子堂に遺存する、正和五年（一二三六）板碑である（図版3の掲載写真参照）。おそらく、宝光寺と太子堂の板碑を作成したのは同一の石大工か、同系統の石大工の手になるものと推察する。

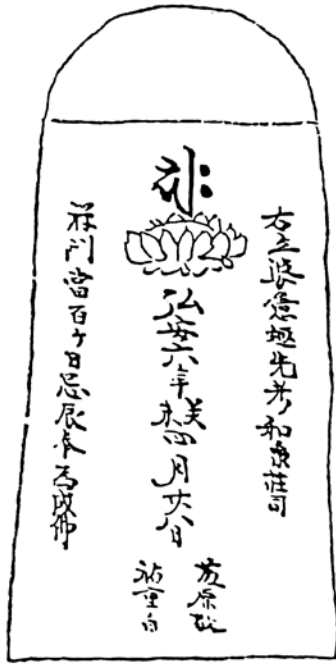


（図版3）郡山市富田町音路太子堂の正和5年（1316）板碑（『郡山市史』第1巻（1975刊）より転載）

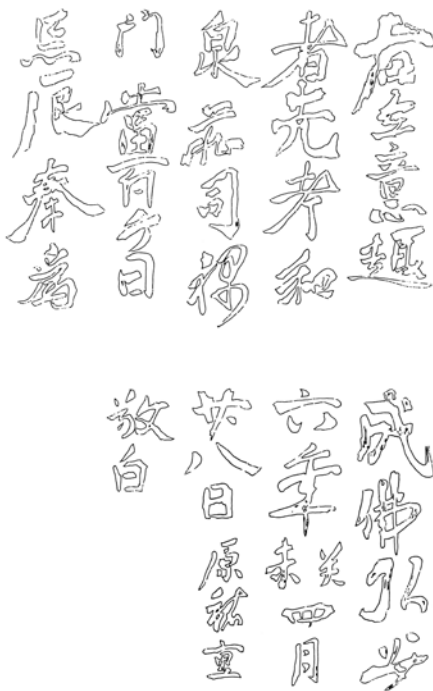
本板碑は、実は古くから注目された遺物であった。二本松藩郡奉行の成田頼直が寛政十一年（一七九九）に著し、文政二年（一八一八）に増補訂正したとされる文献の『松藩搜古』に、「安養寺碑 在荒井村廢寺之跡」として、板碑のスケッチと刻されていた銘文が写しとられている（図版4・5参照。両者の図版は『松藩搜古』を紹介する『二本松市史』第三卷（一九八一年刊）より転載）。

『松藩搜古』は全三巻立てで、領内の国郡解・和歌名所・人物・寺社・古碑・封内分界弁・山林田畑分界古牒・駅亭古牒・免  
 税定文ならびに検地古牒・古折紙・古雜文・戦国諸将書簡の十二項と付録を内容とする。宝光寺板碑は、元は付近の廢寺である  
 安養寺跡にあったとする。

なお、安積郡は『旧高旧領取調帳』では村数四十八・高五万三千三二石余で、この内、二本松藩領が三十七村・四万一千六四三石余、  
 会津藩領が十一村・一万一千三八九石余であった。



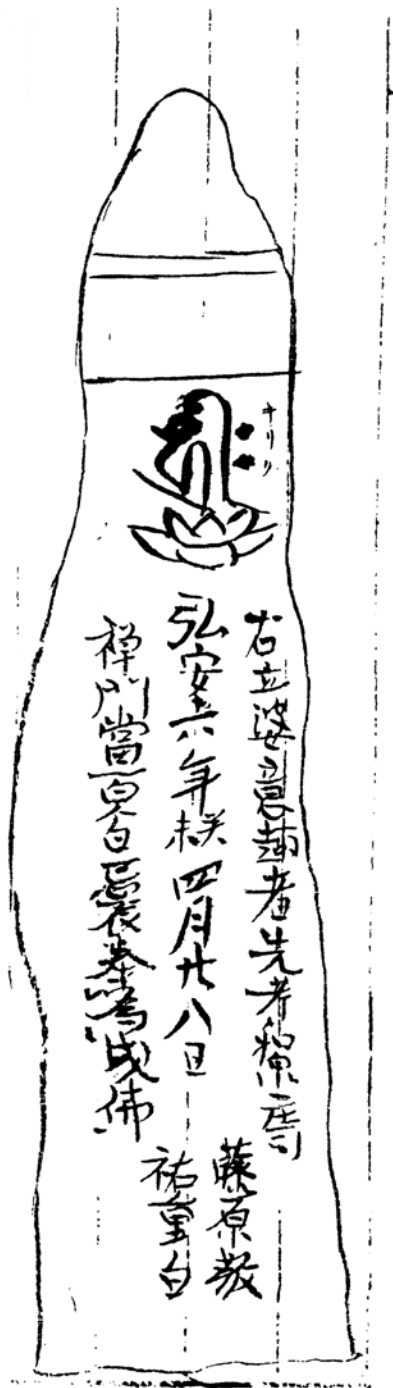
(図版4)『松藩搜古』に挿入の宝光寺板碑のスケッチ



(図版5)『松藩搜古』に挿入の宝光寺板碑の銘文

写された銘文を判読すると、「右立意趣／者先考和／泉前司禪／門當百ヶ日／忌辰奉為／成佛弘安／六年癸未四月／廿八日原祐重／敬白」となる。スケッチの方にも同様の銘文が紹介されている。

また、同じく宝光寺板碑をスケッチしたものとして、明治十五年（一八八二）に著わされた、『岩代国安積郡荒井村地誌』が挙げられる（図版6参照。図版は一九八七年に安積町郷土史研究会が復刻の同書より転載）。



(図版6)『岩代国安積郡荒井村地誌』に挿入の宝光寺板碑のスケッチ

この二つのスケッチと、現在の遺物を見比べると、判読の一部の違いは別として、<sup>(註5)</sup> 碑面の最下部に、右から左へ「敬白」とあることである。現状では板碑の下部はコンクリートで接合されているために確かめることはできないが、この「敬白」の銘文が埋もれている可能性は高い。

安養寺があつたとされる場所は、付近の郡山市安積町日出山字道場（註6）である。ここには、塚があつてその頂上に、宝光寺の板碑が立っていたとされている。

同地は昭和五十年四月十五日から同年五月十日の十七日間、東北新幹線関連遺跡として発掘調査がなされ、後に「道場遺跡」として『福島県文化財調査報告書第81集 東北新幹線関連遺跡発掘調査報告Ⅱ』（以下、報告書と略）の中で、発掘調査報告が明らかにされた。（註7） 発掘調査者の高橋信一氏の報告を、報告書より以下に紹介する。

開田された水田の中の、長径7m、短径5m程の不整形の盛土である。当初、自然のものか、開田の時余った土を盛り上げたものか、塚状遺構であるか不明であつたが、『昔、板碑がこの上に立っていた』という話があり調査を開始した。盛土の中央に1×6mのトレンチを設定した。盛土は旧表土にバラスを含む。表土下の盛土は暗褐色土、褐色土、黄褐色土、黒色土を版築状に積む。底面では2.5×3.5mの範囲で、人頭大から直径30cm程の凝灰岩の平石が敷かれていた。中央に径90cm程の方形に敷石されていない部分が検出された。また、西側の敷石下より径50cm、深さ20cmを測るピットが検出され、内部より骨片、木炭が検出された。

さらに、高橋信一氏は同報告書の「考察」の項で、本塚状遺構を次のように述べている。

遺構は盛土された墳丘を持ち、内部は2.5×3.5mの範囲で敷石されている。この敷石下には径50cm、深さ20cmを測る円形ピットがあり内部より骨片と木炭が検出されている。また、本遺構に造立されていたと伝えられる板碑は、現在郡山市荒井宝光寺の板碑群の中にある。敷石部においても1.2×1.2mの範囲で敷石なく、何か立てられていたように推察されるが不明である。このため本遺構は、盛土された土饅頭形を呈し、墳丘部に板碑を持つ火葬墓と推察される。時期については出土遺物が皆無のため断定することは困難である。また、本遺跡の名称について地元では『道場（ドウバ）』と呼んでおり、付近に安養寺という寺があつたと伝えられる。





(図版7) 調査以前の塚状遺構 (報告書より転載)



(図版8) 調査後の塚状遺構 (報告書より転載)



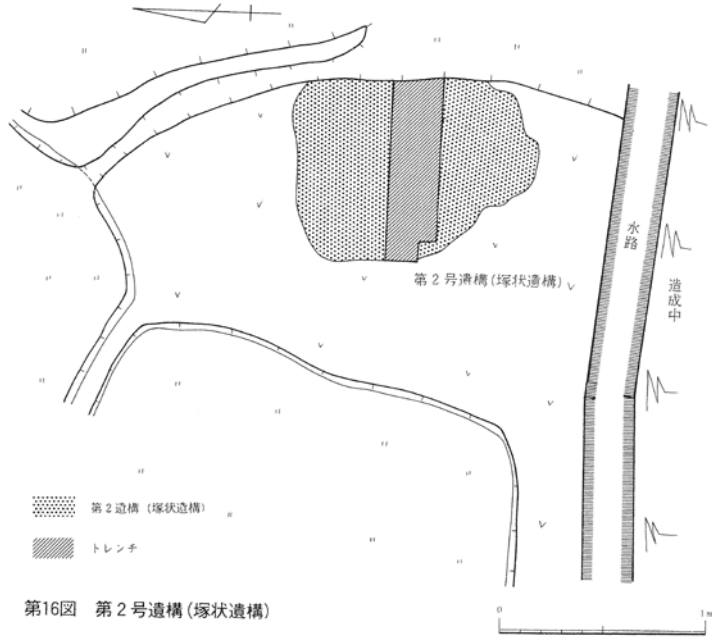
(図版9) 調査後の塚状遺構頂部ピット部分 (報告書より転載)

報告者である高橋信一氏は慎重な中でも、宝光寺板碑が道場遺跡の遺構の版築された墳丘の上に立っていたことと、この墳丘は火葬墓であったことを明記する。板碑が立っていた場所の地下には丁度、その板碑そのものを立てるためのピットがあり、それとは別に火葬骨を納めるためのピットが西側の敷石下より検出されたことなど、まさに板碑の銘文にあるように、和泉前司禪門(伊東祐能)が没した後に同地に火葬にされて、百ヶ日の法要の後の弘安六年(一二八三)四月二十八日に火葬墓の上に板碑が造立されたことがストリーとして成立するものと考えられる。

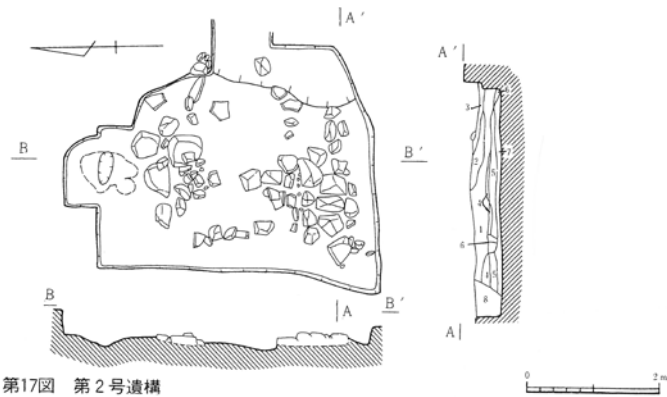
なお、遺構の断面の土層は、1〜8に層をなしている。1 暗褐色土(木炭片をわずかに含む)、2 褐色土(黄褐色土を含む)、3 暗褐色土、4 黄褐色土、5 黒色土(木炭片を含む)、6 暗褐色土(黒色土を含む)、7 暗褐色土、8 攪乱(図版7・8・9・10参照)。

②高野山百四十一町石

高野山へ登る町石道のかつらぎ町天野地区に、百四十一町石は立つ。文永八年（一二二七）在銘の創建当初の高野山の町石である。五輪塔部分の水輪から空輪部分が大正二年（一九一三）の後補のものをのせる。花崗岩製で、法量は正面幅三四cm、奥行三四cm、地輪高さ一六八cmで、この内下部三〇cmが地中に埋める部分の表面加工が荒い、いわゆる「荒たたき」が露出する。銘文は次の様に陰刻する（図版11・12・13参照）。



第16図 第2号遺構(塚状遺構)



第17図 第2号遺構

(図版10) 塚状遺構実測図(報告書より転載)



(図版 11) 百四十一町石の全様

(正面)  
(梵字・イ) 百四十一町  
(向かって右側面)  
為和泉守藤原祐能  
(向かって左側面)  
文永八年四月廿五日



(図版 13) 百四十一町石の右側面の銘文



(図版 12) 百四十一町石の正面と左側面の銘文

銘文にある、「和泉守藤原祐能」とは前出の福島県郡山市宝光寺板碑の被供養者である、安積伊東氏の伊東祐能と比定される。藤原姓は、伊東氏の本姓である。銘文に「為」とあることにより、町石の銘文だけを見れば、「祐能の為の百四十一町石の造立」となり、造立時点において祐能は死亡していることになる。

しかし、前記の通り、伊東祐能の没年月日は宝光寺板碑の銘文により、弘安六年（一二八三）正月十八日である。文永八年（一二七一）の町石造立の時、祐能は生存しているのである。このことを、如何に解釈すればいいのか。

従来、石塔の紀年銘は、その石塔の被供養者（供養される人）の没年月日か、あるいはその被供養者を供養した時と分類されている。特に、「為」とある場合は被供養者は死亡して後の人が供養したものと比定されている。しかし、実際は全ての銘文がそのように割り切れなく、複雑な背景があることが、この度の安積伊東氏が造立した町石をはじめとする石塔の銘文より伺えることになった。

ここで、高野山の町石の銘文の配置を確認すると、文永三年（一二六六）から弘安八年（一二八五）に造立の鎌倉時代の造立当初の町石は、正面に町石の主尊の梵字と町数と造立者の名、左右の側面にその町石を造立する意趣や被供養者の名・紀年銘を刻し、背面は隠れるためか表面のたたきを荒く仕上げる、「荒たたき」として、銘文は無い。例えば、奥之院側二十二町石には、

（右側面） 為祖父入道秋田城介藤原景盛

（正 面）（梵字・ウーン） 廿二町 秋田城介藤原朝臣泰盛

（左側面） 文永五年<sup>戊辰</sup> 閏正月十七日

とある。有力鎌倉御家人の安達泰盛が、祖父の安達景盛のために、文永五年（一二六八）に造立した二十二町石と知られる。そこで、一つの仮説が考えられる。それは、伊東祐能は生前葬の逆修をして、自分自身のために存命中に百四十一町石造立の施主となったのでは、ということである。町石の造立者が、自身のために造立する場合は、正面と側面の二重にその名を刻することになるので、正面に銘文を入れることを避けたのではなからうか。そこには、造立者を明らかにするよりも、被供養者の名

を明示する方を優先した、先人の思いがあるのではないかと考える。町石には、「逆修」との銘文は、この百四十一町石を始め、現存する造立当初の高野山の町石には無い。ところが、その町石造立の背景には、施主自身の逆修が造立の目的としてあったことが指摘されるのである。

この百四十一町石と同様に、高野山の町石には、正面に梵字と町数のみを銘文とするものが、三十二基存在する。これも検証すると、この内に明らかに施主の存命中に造立したものが、四十三町石の結城広綱・四十五町石の宇都宮景綱・四十六町石の大友頼泰・七十六町石の北条時基・八十五町石の二階堂行有・九十二町石の北条篤時・九十三町石の二階堂行清・百九町石の北条義政・百二十七町石の太田康有・百二十九町石と百三十町石の平頼綱の都合十基。次に、おそらくは存命中に造立したであろうものが、七十一町石と九十七町石の武藤景頼・七十四町石と七十五町石の長井時秀・八十一町石の安達顕盛・八十二町石の小山時長・百十一町石の河越経重の都合七基である。これらの有力御家人たちは、伊東祐能と同じように逆修をして、自身の供養のために町石を造立したものと察せられる。これら逆修したであろう武将たちと高野山の町石についての詳細は、別に稿を改めて公にしたい。

次に、百四十一町石には、上記のように左側面に紀年銘がある。そこに刻された文永八年（一二七一）四月二十五日は、伊東祐能が逆修をした日か、あるいは町石を造立した日ではないかと推定される。従来の見解では、町石の紀年銘は、その町石が造立された造立年月日とされていたが、近年の研究の進捗により、そのことは一概に言えないことが明らかにされつつある。

この点について、問題提起をなされたのが前田治幸氏であった。<sup>(註8)</sup> 同氏の研究によると北条義宗（第六代執権の北条長時の嫡男、六波羅探題北方）が造立した高野山町石の慈尊院側二十五町石と二十六町石にある紀年銘の「文永五年（一二六八）閏正月日」は、町石を造立した日ではなくて、「町石を造立すると発願した日」ではと推測されている。その理由は、二十五・二十六の両町石の正面に刻された銘文に「左近将監平朝臣義宗」とあることで、義宗の左近将監任官は同年十二月十六日であることから考えると、実際に町石を造立したのは、その十二月十六日以降のことではなかったかと推測なされているのである。

この前田氏の論考に触発されて高野山町石の銘文を再検証すると、同町石の紀年銘の背景にある意味には、いくつかのタイプがあることが考えられる。

例えば、慈尊院側五町石は大正二年（一九一三）の再興のものであるが、右側面に「相模守平朝臣政村」と鎌倉時代の造立当初の銘文を刻する。北条政村の相模守任官は、正嘉元年（一二五七）六月十二日、文永二年（一二六五）三月二十七日までで、同年三月二十八日に左京権大夫に転任する。高野山の町石の勧進が始まるのが文永二年（一二六五）三月であり、政村は勧進が始まると直ぐに町石の施主となったものと考えられる。

この政村の場合も上記の義宗のケースと同じで、「町石を造立すると発願した日」をその町石の紀年銘としたことが類推される。造立当初の慈尊院側五町石に紀年銘があったならば、「文永二年三月日」と刻されていたはずである。

これらの、高野山町石の紀年銘と銘文の意味についてまとめると、次の三タイプに分類が可能となる。

I—Aタイプ（紀年銘は、町石造立を發願した日。銘文にある施主の官途は、發願した時点のもの。慈尊院側五町石がその例）

I—Bタイプ（紀年銘は、町石造立を發願した日。銘文にある施主の官途は實際に町石を造立した時点のもの。紀年銘と造立者の官途にはタイムラグが見られる。慈尊院側二十五・二十六町石がその例）

IIタイプ（施主が逆修をして造立するケース。紀年銘は造立者が逆修した日か、實際に町石を造立した日。百四十一町石がその例で、正面には施主名を刻しない）

### ③高野山奥之院発見の延慶三年五輪塔

高野山奥之院より発見される。砂岩製で、五輪塔の地輪部分のみの残欠品である。法量は高さ二三・六cm、幅三三・四cm、奥行三三cm。上面中央に水輪を受けるための径七・六cm、深さ三cmの柄孔をうがつ。正面には、梵字の「ア」を大きく薬研彫する。梵字の彫の深さは一cm。銘文は向って右側面に草書体で、次のように陰刻されている（図版14・15・16参照）。



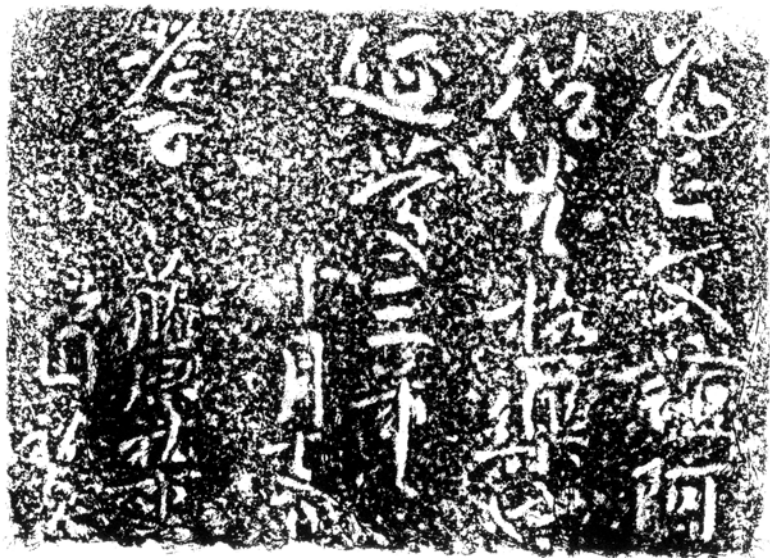


為亡父證阿  
 往生極樂也  
 延慶三年  
 十月十五日  
 孝子 藤原祐重  
 法圓祐貞

(図版 14)  
 延慶3年(1310)  
 五輪塔正面



(図版 15)  
 延慶3年(1310)  
 五輪塔右側面銘文



(図版 16)  
 延慶3年(1310)  
 五輪塔右側面銘文  
 拓影

銘文は、「亡父證阿が往生極樂の爲也、延慶三年（一一三〇）十月十五日、孝子、藤原祐重、法圓祐貞」と読める。亡父の證阿の往生極樂のために、息子の藤原祐重と法圓祐貞が、延慶三年（一一三〇）十月十五日に高野山奥之院に造立した五輪塔である。藤原祐重とは、上記の郡山市宝光寺板碑の造立者であり、祐貞も上記の安積伊東氏の系図にその名がある、和泉守藤原祐能の末子の「祐貞、餘一」である。祐貞は五輪塔の銘文に法圓とあることから、その名は法名であり出家していたことが分かる。

この五輪塔の銘文を書いたのは造立者である祐重か祐貞のいずれかではないかと推定する。なぜなら、高野山の鎌倉時代から南北朝時代にかけての石塔の銘文に見られる書体は、本五輪塔が草書体であるように、それぞれが特有のものとなっているからである。祐重か祐貞が墨で銘文を記して、その墨書された銘文を石大工がノミで陰刻していった様が見られる。ちなみに、室町時代になると銘文の書体は単一化する傾向にあり、造立者自身が石塔造立に関わったか否か判然としない。

この五輪塔の銘文により、法名を明らかにしてなかった和泉守藤原祐能は、「證阿」だったことが判明した。五輪塔の造立年の延慶三年（一一三〇）は、和泉守藤原祐能が没して二十七年目にあたる。つまり、二十七回忌の年忌を済ました後に、高野山奥之院に五輪塔を造立したことになる。

また、五輪塔造立日の十五日は阿弥陀如来の法縁日であり、父の西方極樂浄土への願いが込められたことが推定される。和泉守藤原祐能の嫡子の藤原祐重は、父のために百ヶ日の供養のための板碑を本貫地である陸奥国安積の地に造立したが、紀伊国高野山奥之院にも父のために二つ目の石塔になる五輪塔を、弟の祐貞とともに造立したのであった。祐重・祐貞兄弟は、五輪塔の造立に際して高野山へ参詣登山をして、父の法要を高野山で営み石塔を奥之院に造立したものと考える。

本五輪塔の形態は、高野山に残る鎌倉時代の五輪塔と同じタイプであり、藤原祐重は高野山の僧侶を通じて、高野山側の石大工へ注文して造立したことが伺われる。特に、陰刻された梵字は高野山側のものは、安積のものとは違い、深い彫りで、まさに鎌倉時代の典型的な薬研彫の梵字を有した五輪塔である。

本五輪塔の造立当初は、上記の塚から祐能の火葬骨の一部が持ち出されて、高野山奥之院の五輪塔の地下施設か、あるいは五輪塔の本体の中に埋納されたことも推測される。<sup>(註9)</sup>五輪塔の造立に際しては、安積からも僧侶が派遣されたのではなからうか。本五輪塔の事例は、鎌倉時代における高野山及び造立者の本貫地における石塔造立の具体例を知る極めて貴重なものと考えられる。



## 三、おわりに

今回紹介の一連の石塔の造立の事例は、鎌倉時代における石塔造立の具体例を知る貴重なものと考えられる。石塔は一度造立すればそれで供養は終わった、などということではなかった。年忌法要などの機会に応じて造立されたことが指摘される。

その機会とは、どうしても供養しないといけない状況が、安積伊東氏に派生したのではないかと推測されるが、そのことについての具体的な史料は無く不明である。

石塔研究は、主体である石塔だけに研究の主眼があることは否めないが、当然のことながら、石塔は地下施設のマウンドを伴うものであることを、今回の事例ではより明確になった。

また、造立地における石造物はそれぞれの地域の特徴がある形態であり、安積伊東氏は本貫地である安積と高野山のそれぞれの宗教者を介して、その地域毎の石大工の手により石造物は造立されたことが伺えるのである。

高野山奥之院は大師信仰とともに弥勒信仰の地であったが、今回の石塔の事例であるように、年忌法要の場としての性格があることも注目される。あくまで可能性ではあるが、伊東祐能の三十三回忌を待たずに、二十七回忌で「弔い上げ」を、息子の祐重と祐貞は営んで高野山奥之院へ五輪塔を造立したとも考えられる。一周忌・三回忌・七回忌・十三回忌に伴う石塔造立は高野山奥之院でも見られるが、「弔い上げ」の視点での高野山の石塔研究は無いので、今後この面での研究の必要性も生じたものと考えられる。以上であるが、大方の御示教等いただければ幸いである。

(註1) 祐能・祐重・祐貞の三名を明記する安積伊東氏の系図は、『系図纂要』に掲載のものだけである。

(註2) 高橋明氏の研究として(註6)と、「荒井猫田遺跡の可能性」『中世の宿と町』(藤原良章・飯村均編、二〇〇七年刊 高志書院に所収)がある。

(註3) 『紀伊国金石文集成』(一九七四年刊)。木下浩良「高野山の石造物」『高野町史民俗編』(二〇一二年刊、高野町)。

(註4) 川勝政太郎『日本石造美術辞典』(一九七八年刊、東京堂出版)に「宝光寺種子板碑」として掲載。

(註5) 向かって右端の行の銘文の「和泉前司」が、「和泉庄司」とされている。

(註6) 高橋明「荒井宝光寺境内の安養寺碑」『郡山地方史研究』第四十四集(二〇一四年刊)所収。

(註7) 福島県教育委員会・日本国有鉄道『福島県文化財調査報告書第81集 東北新幹線関連遺跡発掘調査報告Ⅱ』(一九八〇年刊)。

(註8) 前田治幸「高野山町石にみる石造物の紀年銘」『ふい&ふい(無為 無為)』四号(二〇〇八年刊)所収。本論文は坂口太郎氏より御教示を得た。

(註9) 鎌倉時代の高野山奥之院の五輪塔中、まま水輪上部に納入品を入れるための奉納孔を設ける事例が見られる。詳細な報告の一例は、木下浩良「尼妙波房の供養塔について―高野山における鎌倉期五輪塔の一遺例―」『密教学会報』二十七号(一九八八年刊)所収を参照されたい。

〈キーワード〉 安積伊東氏 宝光寺板碑 伊東祐能 伊東祐重 伊東祐貞 高野山町石